

令和6年度香川県・岡山県連携協力事業に係る  
旅行商品造成業務公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

令和6年度香川県・岡山県連携協力事業に係る旅行商品造成業務

2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 目的

瀬戸内海国立公園指定90周年を記念し、香川県及び岡山県（以下「両県」という。）を巡る周遊型旅行商品の造成・販売に取り組むことにより、旅行者に多島美を誇る瀬戸内の魅力を伝えるとともに、連携がもたらす相乗効果で両県へのさらなる誘客を推進する。

4 実施主体

岡山・香川広域連携観光協議会（以下「委託者」という。）

5 契約限度額

1,200,000円（消費税及び地方消費税含む。）

6 業務の内容

(1)旅行商品造成

「瀬戸内国際芸術祭」の作品及び「森の芸術祭 晴れの国・岡山」の会場のほか、両県の魅力ある観光スポットや体験プログラム等（以下「観光スポット等」という。）をテーマやストーリーでつなぎ、観光客のニーズに沿った両県周遊型の旅行商品を下記のとおり造成すること。

①旅行商品概要

ア 実施時期

- ・令和6年9月～11月（予定）

イ 旅行期間、回数、催行人数等

- ・造成する旅行商品は、両県の観光スポット等を周遊するコースを企画すること。
- ・旅行商品を1コース以上造成すること。
- ・各コースの定員は20名以上を目安とすること。
- ・各コースの合計で送客数が500人以上になるよう企画すること。

ウ 行程

- ・造成する旅行商品は、1コース当たり2泊3日以上とし、両県の観光スポット等や宿泊日数について、造成する旅行商品の合計で偏りがないよう配慮すること。ただし、宿泊については、香川県又は岡山県のいずれかとする。
- ・「瀬戸内国際芸術祭」及び「森の芸術祭 晴れの国・岡山」の会場を積極的に組み合わせること。

## ②ターゲット

主に首都圏や東海等の在住者。

## ③その他

- ・提案した観光スポット等については、本委託業務の契約後、受託者が両県にある各団体と調整すること。
- ・旅行商品については定員数、最小催行人数及び販売価格を記載すること。

## (2) 造成した旅行商品の販売、プロモーション等

- ・(1)で造成した旅行商品について、ホームページやチラシ等、多様な宣伝媒体を活用し、旅行商品の周知、販売を行い、集客に努めること。
- ・(1)②において定める誘客対象に対する効果的なプロモーションを実施すること。
- ・制作した宣伝ツール及び画像、動画等の著作権は全て委託者に帰属し、委託者が認める別の業務において使用できるものとする。モデル等やその他事情により、使用制限が発生する場合は事前に協議すること。

## (3) 旅行催行時のアンケート調査等

- ・参加者に対してアンケートを実施すること。アンケート調査の内容については、本委託業務の契約後、旅行催行前に委託者と協議の上、決定すること。

## (4) 成果物の提出

受託者は、本事業が終了したとき、次のとおり成果物を作成し、委託者に提出すること。

なお、電子データは、Word 形式、PowerPoint 形式又は Excel 形式とし、各ファイルには、内容の分かるファイル名を付与し、ウイルスチェックを行っておくこと。

### ① 提出する成果品及び提出方法

#### 業務実績報告書

ア 内容（次の項目を記載すること（任意様式）。）

- ・ツアーの催行日、内容、参加者数
- ・参加者の属性データ
- ・記録写真（添付）
- ・参加者のアンケート結果

イ 提出部数

紙媒体：4部（A4 版カラー冊子）、電子データ：1部

### ② 提出先

香川県高松市番町四丁目1-10（香川県庁東館5階）

岡山・香川広域連携観光協議会事務局（担当：田淵）

email：kanko@pref.kagawa.lg.jp

tel：087-832-3362

### ③ 提出期限

委託期間終了まで

## 7 業務の遂行体制等

### (1) 体制及び要員に関する要件

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

### (2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、実施主体との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

## 8 安全確保・緊急事態等への対応

- ・安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとり得る対応等を含む）を記載すること。
- ・旅行時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。
- ・本事業に係る傷害保険等の加入について記載すること。

## 9 その他の留意事項

- ・事業に係る一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- ・本業務委託の実施にあつては、委託者と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る委託者からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・受託者は、本業務の履行にあたり、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者が、再委託しようとする業者の名称、業務の範囲、契約金額、理由、その他委託者が必要とする事項を委託者に書面で申請し、委託者の書面による承認を得たときは、この限りでない。
- ・荒天その他の事情で変更や中止となった場合は、中止決定時における業務の進捗に応じ、委託者と協議の上、変更減額することがあるものとする。
- ・本業務委託の実施による成果物は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。
- ・成果物及び成果物に使用するために作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、委託者に帰属するとともに、本事業終了後においても自由に使用できるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、決定することとする。